

発電用火力設備に関する民間規格の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令への適合性の評価と国への活用要請の審議について

日電規委 24 第 001 号
平成 24 年 4 月 25 日
日本電気技術規格委員会幹事

日本電気技術規格委員会は、日本機械学会規格「発電用火力設備規格 基本規定(2012年版)」とその事例規格、および詳細規定(2012年版)に関する省令への適合性の評価、国への活用要請について、平成 24 年 5 月の委員会で審議・評価することを予定しておりますので、お知らせいたします。ご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

「発電用火力設備規格 基本規定(2012年版)」とその事例規格、および詳細規定(2012年版)に関する省令への適合性の評価並びに国への活用要請

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

「発電用火力設備規格 基本規定(2012年版)」とその事例規格、および詳細規定(2012年版)に関する省令への適合性の評価並びに国への活用要請

a. 規格を策定した委員会

一般社団法人 日本機械学会 発電用設備規格委員会

b. 審議の趣旨、目的、内容等

「日本機械学会 発電用火力設備規格」は、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(H9 通産省令第 51 号)の「第二章ボイラー等及びその附属設備」および「第十章溶接部」へ適合する民間規格として、(一社)日本機械学会で制定された規格です。本規格(2008 年版)は、2009 年 1 月に日本電気技術規格委員会で、省令第 51 号に適合する規格であると評価され、JESC T/W 0005(2009)として承認されました。

今回の改訂(2012 年版)は、「参照規格(ASME BPVC など)の改訂に伴う規定の見直し」、「新たな知見を反映した事例規格の制定」及び「規格名称の『基本規定』及び『詳細規定』への整理」を行ったもので、この改訂について、省令第 51 号の第二章及び第十章への適合性について審議、評価を行うものです。また、本規格の省令第 51 号に適合する審査基準としての活用要請も合わせて行うものです。

3. 改正要請の提出予定

平成 24 年 6 月以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

下記に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送による資料の送付も行って

いますので、その際はお問い合わせください。ただし、複写代及び郵送料については実費をご負担願います。

(問い合わせ先, 意見提出先)

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電 話:03-3216-0553 (内線 269)

FAX:03-3214-6005

E-mail:jesc553@jesc.gr.jp

所在地:〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビルヂング北館4F

E-mail でお問い合わせの場合, JESC の HP (<http://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームから, お願い致します。

5. 意見提出期間

受付開始日:平成24年4月25日(水)

受付終了日:平成24年5月25日(金)

6. 注意事項

ご意見は, 氏名・連絡先(住所, 電話番号, FAX 又は電子メールアドレス)を明記し, 書面若しくは電子メールにてご提出下さるようお願いいたします。

また, いただきましたご意見等につきましては, 連絡先を除き, ご意見の要約又はすべてが公開される可能性があることをご了承下さい。

備考: 日本電気技術規格委員会は, 電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議, 承認する公正・中立な民間規格評価機関として平成9年に設立された委員会で, 上記案件は, 委員会の規約に基づいて公表するものです。